令和７年度　東村山市
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金　申請要領

東村山市では、ゼロカーボンシティ東村山の実現に向けて地球温暖化防止対策を推進するため、東村山市住宅用地球温暖化対策設備設置費の補助に関する規則（令和５年東村山市規則第４４号）に基づき、**太陽光発電システム・蓄電池システム・家庭用燃料電池・断熱窓**を設置した方に、設置費用の一部を補助します。**本補助金は、設置後の申請です。**

申請にあたっては、本申請要領をよくお読みいただきご申請ください。

申請書類に不備や不足があった場合は、受付することができませんので、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。

【補助対象設備】

- ☐ 太陽光発電システム
- ☐ 蓄電池システム
- ☐ 家庭用燃料電池（エネファーム）
- ☐ 断熱窓改修（※新築は対象外です。申請には「改修前の写真」が必要です。）

太陽光システムと蓄電池システムを同時設置した場合に限り、同時申請可

【申請期限】

令和８年１月２３日（金曜）午後５時まで　必着

【申請受付場所】

秋水園（※市役所本庁舎ではありません。）

〒189-0001　東村山市秋津町４－１７－１
環境政策課　ゼロカーボンシティ推進係

申請方法
①インターネット申請
②郵送
③秋水園窓口提出

【窓口・電話受付時間】

平日の午前８時３０分～正午、午後１時～午後５時
※土日、祝日、１２月２９日～１月３日は受付をしていません。

【交付決定時期】

令和８年２月下旬頃（※申請多数の場合は２月中旬頃に抽選を行います。）

【問合せ先】

東村山市　環境資源循環部　環境政策課　ゼロカーボンシティ推進係
・電　話：042-393-5111（代表）内線 3481
・ＦＡＸ：042-391-5847
・メール：kankyohozen@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

【 目 次 】

1 申請から補助金交付までの流れ……3
2 補助対象者……4
3 補助対象設備……6
4 補助金額等……8
5 申請方法……9
6 注意事項等……13

1　申請から補助金交付までの流れ

申請者

「断熱窓改修」は、設置前写真が必要です。

設備の設置の検討

↓

設備の設置完了（※太陽光発電は系統連系開始）

↓

申請書類の提出【専用フォーム・郵送・窓口】

東村山市　環境政策課

受付

↓

申請書類の確認

【申請内容に不備・不足があった場合】

担当者からご連絡しますので、
ご確認の上、再度書類をご提出ください。

↓

審査

↓

審査完了

受付番号（抽選番号）が記載された
「申請受理書」が届く。

↓

応募者多数の場合は、申請期間終了後に、抽選を実施します。

↓

交付（不交付）決定
【令和８年２月下旬頃】

【交付決定通知書が届いた場合】

交付決定者アンケートに回答する。

※ 不交付決定通知書が届いた方は、
補助の対象外となります。

補助金の交付
【令和８年３月頃】

補助金が口座へ振り込まれる。

2　補助対象者

次に掲げる**全ての要件**を満たす方が補助対象です。

(1)　東村山市の住民基本台帳に記載されていること。

個人の住宅に対する補助ですので、法人名義での申請は受け付けられません。

(2)　**令和７年１月１日から同年１２月３１日まで**に、自己が居住している住宅に、新たに購入した未使用の**設備の設置が完了**していること。

①　**設備の設置完了日の基準は、以下のとおりとします。**

	新築住宅	既存住宅
太陽光発電システム・蓄電池システム（同時申請）	**系統連系開始日（電力の買取起算日）**	
太陽光発電システム	**系統連系開始日（電力の買取起算日）**	
蓄電池システム	建物引き渡し日	設置完了日
家庭用燃料電池	建物引き渡し日	設置完了日
断熱窓改修	**対象外**	設置完了日

※　**新築住宅の場合、設備の設置工事が完了し、引き渡しを受けて、居住を開始していることが必要**です。さらに、**太陽光発電システムの申請にあたっては、電気事業者と特定契約を締結し、系統連系が完了していることが必要**です。

※　**太陽光発電システムと蓄電池システムを同時申請する場合は、系統連系開始日を設置完了日とします。**

②　太陽光発電システムは、住宅の屋根に設置するものが補助対象です。カーポートや物置、倉庫に設置する場合は、補助対象外です。

③　設備の設置業者は、市内・市外事業者を問いません。

④　**事業所への設置は、補助対象外です。**なお、店舗等の併用住宅の場合、居住するための住宅部分にのみ電力等を使用することを証明できる場合は、補助対象とします。

⑤　二世帯住宅は、一つの住宅と見なします。本補助金は、同一住宅に対して一回限りの補助であるため、いずれか一方の世帯のみが補助の対象となります。

⑥　リース又は無料で自己が所有権を有しない方法により設備を設置した場合は、補助対象外です。

⑦　故障や劣化等で買い替える場合であっても、新たに購入した未使用の設備であれば、補助対象となります。なお、太陽光発電システムのパワーコンディショナーのみの買い替えについては、対象外とします。

(3)　①　**賃貸住宅**又は**使用貸借住宅**の場合は、その所有者から、補助対象設備の設置について同意を得ていること。

②　**共有建築物**の場合は、共有者全員から、補助対象設備の設置について同意を得ていること。

③　**区分所有建築物**の場合は、設備の設置について管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を受けていること。

(4)　補助の対象となる設備の購入及び設置工事について、「東村山市住宅修改築費補助金交付規則（平成１５年東村山市規則第２号）」の規定による補助金や、その他東村山市が実施する同種の補助金について、本人及び同一の世帯に属する者又は他の共有者が交付決定を受けていないこと。

①　本補助金は、**国や東京都が実施している補助金との併給が可能**です。
ただし、他の団体の助成と東村山市の助成の合計額が補助対象経費を超える場合は、超えた分を東村山市の補助金額から控除します。

（例）太陽光発電システム（5.00 kW）を設置した場合

補助対象経費（税抜）	200 万円
国（××事業）による補助金の交付額	120 万円
東京都（△△事業）による補助金の交付額	70 万円
東村山市（本補助金）の申請額	10 万円

×15 万円
〇10 万円

②　「東村山市住宅修改築費補助金」や、その他東村山市が実施する同種の補助金は、補助の対象となる設備が同一箇所の場合、本補助金と併給することができません。本人のみならず、同一の世帯に属する者又は他の共有者が交付決定を受けた場合、その時点をもって、本補助金については対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

(5)　「東村山市住宅用太陽光発電システム設置費の補助に関する規則（平成１８年東村山市規則第４９号）」又は「東村山市住宅用省エネルギー機器設置費の補助に関する規則（平成２３年東村山市規則第３７号）」の規定による補助金について、本人及び同一の世帯に属する者又は他の共有者が交付を受けていないこと。

過去に「東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金」又は「東村山市住宅用省エネルギー機器設置費補助金」の交付を受けている方は、本対象期間内に新たに補助対象設備を設置した場合においても、**本補助金の対象外です。**

例えば、太陽光発電システムについて、本人のみならず、同一の世帯に属する者又は他の共有者が、令和４年度以前に東村山市の補助金の交付を受けている場合、上記(2)に掲げる本対象期間に新たに蓄電池システムを設置した場合においても、本補助金の補助対象外となります。

(6)　本人及び同一の世帯に属する者又は他の共有者が、「東村山市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の交付を受けていないこと。

過去に「東村山市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の交付を受けている方は、本対象期間内に新たに補助対象設備を設置した場合においても、**本補助金の対象外です。**

例えば、太陽光発電システムについて、本人のみならず、同一の世帯に属する者又は他の共有者が、令和６年度以前に市の補助金の交付を受けている場合、上記(2)に掲げる本対象期間に新たに蓄電池システムを設置した場合においても、本補助金の補助対象外となります。

(7)　市民税の滞納がないこと。

(8)　本補助金の交付決定後に、アンケート（事業効果等に関する資料）を提出すること。

3　補助対象設備

補助対象となる設備は、以下のとおりです。

原則として、複数の設備を申請することはできませんが、「太陽光発電システム」及び「蓄電池システム」を同時に設置する場合に限り、あわせて申請することが可能です。

(1) 太陽光発電システム

① 一般財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）又は国際電気標準会議（ＩＥＣ）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの。

② **電気事業者と特定契約を締結し、系統連系が完了しているもの**であって、**当該補助対象設備により供給される電気を自家用として消費し、余剰電力を売電しているもの**。

③ 公称最大出力量（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー定格出力のいずれか小さい方の値）が**２キロワット以上**であるもの。

④ 居住する家屋の屋根に設置するもの。
（カーポートや倉庫等に設置した場合は対象外です。）

【JETPVm 認証（モジュール認証）登録リスト（一般財団法人電気安全環境研究所）】
https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html#page09

(2) 蓄電池システム

① 国が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助の対象となる機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。

② **太陽光発電システムが設置済であり、かつ太陽光発電システムと当該補助対象設備が連携し、原則として太陽光発電システムからの電気を蓄えて自家用として消費するもの**であること。

③ 容易に持ち運びできるポータブル型を除く、定置型であること。

【蓄電システム登録済製品一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブ）】
https://zehweb.jp/registration/battery/

(3) 家庭用燃料電池（エネファーム）

① 一般社団法人燃料電池普及促進協会により機器登録されているもの。

② 当該補助対象設備により供給される電気を、自家用として消費するものであること。

【エネファームの機器登録リスト（一般社団法人燃料電池普及促進協会）】
http://fca-enefarm.org/registration_list.html

（4）断熱窓改修

① 国が実施する「既存住宅の断熱リフォーム支援事業」において、補助対象となる製品として、公益財団法人北海道環境財団により登録されているものを、次のいずれかの方法で改修したもの。

（ｉ）内窓として設置
（ii）既存の窓枠ごと（サッシ及びガラス）の交換
（iii）既存の窓ガラスのみの交換

② 既存住宅への改修であること。
（新築又は増築に伴い設置する場合は、補助の対象外です。）

③ 居室へ設置すること。
（非居室部への設置は、補助の対象外です。）

【居室・非居室の例】

居室（補助対象）	リビング、ダイニング、台所、寝室、書斎　等
非居室（補助対象外）	トイレ、浴室、廊下、階段、玄関、納戸　等

④ １居室単位で、全ての窓を断熱窓に改修すること。（建物の全部屋ではありません。）
※ 例として、リビング・キッチン・階段・踊り場・廊下が、壁・ドア・ふすま・障子等で仕切られておらず一体の場合は一居室と判断し、リビングだけでなくキッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含めて改修することが補助の要件となります。

※ 窓と一体となった換気小窓　（窓を閉めた状態で換気を行うことができる、窓に組み込まれた小窓）、300㎜×200㎜ 以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等を含む居室については、設置要件の対象から除外できますが、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、補助対象とすることができます。

⑤ 断熱窓設置に係る工事について、管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を得ていること。
※ 管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は、補助の対象外とします。

【補助対象製品一覧（公益財団法人北海道環境財団）】
https://ekes.jp/

4　補助金額等

各補助対象設備の補助金額・予算額・見込み件数は、以下のとおりです。

補助対象設備	補助金額（※1）	予算額	見込み件数
太陽光発電システム	**3 万円**に発電出力キロワット（小数点第 3 位以下は切り捨て）を乗じた額 **上限 15 万円**	2,025 万円	135 件
蓄電池システム	**7 万円**	1,225 万円	175 件
家庭用燃料電池 （エネファーム）	定格出力 0.7 キロワット：**5 万円** 定格出力 0.4 キロワット：**3 万円**	230 万円	70 件
断熱窓改修	改修費用（※2）の **4 分の 1** に相当する額 **上限 10 万円**	150 万円	15 件

※1　補助金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

※2　改修費用とは、断熱窓の購入及び設置工事に必要な経費（補助対象経費）をいいます。

補助対象経費及び補助対象外経費の例は、以下のとおりです。

補助対象経費	断熱窓の購入に必要な経費（材料費） ・窓の製品代 ・内窓取付けに必要な額縁、ふかし枠の部材費用　等
	断熱窓の設置と不可分の工事に必要な経費（工事費） ・取付費 ・養生費 ・清掃費 ・搬入費／運搬費 ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費　等
補助対象外経費	・網戸、雨戸、シャッターの窓付属部材費 ・諸経費、設計費、交通費、廃材処分費、消費税及び地方消費税 ・金融機関に対する振込手数料　等

※　値引きを計上している場合は、値引き後の経費に対して補助対象経費を算定してください。

※　同時に網戸等の設置工事を行っている場合は、対象経費から差し引いてください。なお、網戸、雨戸、シャッターの経費込みの場合は、按分する必要があります。

5　申請方法

１０～１１ページに掲げる申請必要書類を、**令和８年１月２３日（金曜）午後５時（必着）までに**、①インターネットの専用申請フォーム、②郵送、③秋水園（環境政策課ゼロカーボンシティ推進係）窓口提出のいずれかの方法で提出してください。

提出方法	提出先
①インターネットの専用申請フォーム	「【令和７年度】住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金　申請フォーム」 https://logoform.jp/form/CDxU/950285 ※　申請者情報等の必要事項を全て入力のうえ、添付書類を画像等でアップロードし、送信してください。 ※　本フォームからの申請の場合は、「東村山市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）」は不要です。
②郵送	〒189-0001　東村山市秋津町４－１７－１ 環境政策課　ゼロカーボンシティ推進係 ※　恐れ入りますが、郵送料はご負担くださいますようお願いいたします。 ※　郵送料が不足した状態で到達した場合、受け取りができませんので、あらかじめご了承ください。
③秋水園窓口 **※市役所本庁舎ではありません。**	秋水園（東村山市秋津町４－１７－１） 環境政策課　ゼロカーボンシティ推進係 ※　**窓口受付時間**にお越しくださいますようお願いいたします。 **→平日の午前８時３０分～正午、午後１時～午後５時** ※　土日、祝日、年末年始の閉庁日（１２月２９日～１月３日）は受付をしていません。ご了承ください。

【注意事項】

- **別紙「添付書類チェック表」にて、書類が全て揃っていることを確認してから申請をお願いいたします。**
- 申請者本人以外の方（設置事業者や申請者のご家族）からの申請書の代理提出も可能ですが、その場合は必ず**「委任状」**を提出してください。
- 記載している申請必要書類のほかに、審査に必要な書類を求める場合があります。また、交付決定にあたり、現地調査を実施する場合がありますので、ご了承ください。

【申請必要書類】

（１）全設備の申請に必要な書類

★	東村山市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書兼請求書（第１号様式） **【※インターネットの専用申請フォームからの申請の場合は不要】**
	・　別紙「記入例」を参考に記入してください。 ・　太陽光発電システムの「発電出力」は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値かパワーコンディショナー定格出力のいずれか小さい方の値を記入してください。
①	申請者本人を確認するための書類の写し
	・　氏名及び現住所を確認できる、有効期限内の書類の写しをご提出ください。 （例）運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード（個人番号カード）等 ※　マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面の写しは不要です。
②	設備設置同意書**【※自己所有の場合は不要】**
	・　共有住宅又は賃貸借、使用貸借住宅に設置する場合、共有者又は所有者全員から同意を得ていることが確認できる書類が必要になります。 ・　区分所有者で設置工事について管理組合の承認が必要な場合、当該承認を得ていることが確認できる書類が必要になります。 ・　自己所有の場合（共有住宅・賃貸借・使用貸借住宅でない場合）は、提出不要です。
③	補助対象設備の購入及び設置費用の支払いが確認できる書類の写し
	・　申請者本人のフルネームが記載された宛名が必要です。 ・　補助対象設備の設置費用であることが分かるように記載されている必要があります。 **また、領収書の但し書きで補助対象設備の設置に係る費用の金額が確認できない場合は、《領収書の内訳が確認できる書類（１２ページ参照）》が必要です。** ・　複数の補助対象設備について１枚の領収書を提出する場合、設備ごとの設置費がわかる但し書き又は内訳が確認できる書類をご用意ください。 **クレジット払いによる場合であっても、対象設備の購入を証明する書類が必要です。** **クレジット契約書及び設備費用の内訳がわかる書類を合わせて提出してください。**
④	補助対象設備の保証書・出荷証明書・納品書・性能証明書のいずれかの写し
	・　補助対象設備の型式、製造番号等の記載があり、カタログや写真と一致している必要があります。 ・　「設置完了日」を含め、全ての記入欄に記入されている必要があります。 ・　断熱窓改修の場合は、「性能証明書」でも構いません。
⑤	補助対象設備の形状、規格、型式、品番がわかるカタログ等の写し
	・　太陽光発電システムの場合は、型番及びパネル１枚当たりの出力値がわかるものの写しをご提出ください。
⑥	補助対象設備を設置した建物の全景写真
	・　１階部分から建物全体が写っているもの。（本全景写真では、補助対象設備が写っていなくても構いません。日中に撮影願います。）
⑦	補助対象設備の設置後の写真
	・　太陽光発電システムの場合は、パネル（枚数や配置が確認できるもの）及びパワーコンディショナー（設備全景と銘板がわかるもの）
⑧	委任状**【※本人申請の場合は不要】**
	・　申請者本人による申請の場合（代理申請でない場合）は、提出不要です。

（２）太陽光発電システムの申請に必要な書類

⑨	太陽電池モジュール（パネル）の割付図（配置図）の写し
	・　設置したパネルの合計枚数と各パネルの出力値から最大出力量を算出できる書類が必要です。
⑩	電気事業者と特定契約を締結し、系統連系を開始したことが確認できる書類
	・　**系統連系開始日（電力の買取起算日）**を確認できる書類が必要です。 （例） ● 電気事業者から申請者に送付される「系統連系完了のお知らせ」（電子メール）の写し ● 電気工事店が申請に使用する WEB 申し込みシステムの「申し込み詳細情報表示画面」の写し（系統連系開始日の表示のあるもの） ● 電気事業者ホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し（「発電者さま設備の買取起算日」等、系統連系開始日の表示のあるもの） ※　**「接続契約のご案内」や「特定契約のご案内」といった書面は、系統連系開始日の記載がありませんので、これに該当しません。** ※　「系統連系完了のお知らせ」等の電子メールの宛先が申請者本人でない場合は、接続契約完了後に発行される「接続契約のご案内」をあわせて提出してください。（記載されている申し込み番号と受電地点特定番号が合致するかどうかを確認します。）

（３）蓄電池システムの申請に必要な書類

⑪	設置後の蓄電池システムの銘板の写真
	・　形式番号等を読み取ることができる大きさで撮影・プリントしてください。
⑫	太陽光発電システムが設置済であり、かつ使用していることが確認できる書類 **【※太陽光発電システムとの同時申請の場合は不要】**
	・　直近月の電力会社による電力買取明細等が必要です。 ※　電力買取明細を提出できない場合は、「⑩」の例示書類のいずれかでも構いません。

（４）家庭用燃料電池（エネファーム）の申請に必要な書類

⑪	設置後の家庭用燃料電池の銘板の写真
	・　形式番号等を読み取ることができる大きさで撮影・プリントしてください。

（５）断熱窓改修の申請に必要な書類

⑬	対象となる全ての断熱窓の改修前の状態を示す写真
	・　断熱窓改修の申請には、**設置前**の写真が必要です。設置する全ての窓を一か所ごと、窓全体を撮影してください。（窓枠や窓が見切れていたり、カーテンや机等で部分的に隠れていたりするものは不可とします。） ・　改修前と改修後で可能な限り同じ角度から撮影してください。
⑭	断熱窓の改修箇所が分かる平面図の写し
	・　設置した窓の位置や枚数等を確認するため、施工した窓に通し番号を振る等、領収書及び領収内訳書と、カタログ・写真・平面図の窓がそれぞれ合致するよう記載してください。

【領収書の内訳が確認できる書類の例】

i）　新築・既築リフォーム等に係る契約書の写し及びその内訳書の写し

領収書と同じ金額が記載されている契約書と、契約書の内容が確認できる内訳書

ii）設置事業者が「内訳が確認できる書類」を作成する場合

下記の例を参考に作成してください。

（領収書内訳書の作成例）

東村山市長　殿

補助対象設備の設置に係る領収書内訳について

設置場所住所と一致すること。

×××××様邸（東村山市××町×－×－×）における領収金額は、××年××月××日付け領収書（領収書番号××××××××××）のとおりですが、×××××設置工事に係る費用等の領収内訳は下記のとおりです。

原領収書と関連づけるために、領収年月日及び領収書番号を記載すること。領収書が複数ある場合は全て記載すること。

補助対象設備の名称（太陽光発電システム、蓄電池等）を記載すること。

記

項目	数量	税抜金額	税込金額
①●●（メーカー、商品名、型番等）	1点	××××円	××××円
②●●（メーカー、商品名、型番等）	1点	××××円	××××円
③●●（メーカー、商品名、型番等）	1点	××××円	××××円
④施工費	1式	××××円	××××円
⑤補助対象外経費（諸経費、交通費等）	1式	××××円	××××円
合計		××××円	××××円
⑥値引き		××××円	××××円
値引き後合計		××××円	××××円

領収書の領収金額と合致しているか確認してください。
※この場合の補助対象経費は、（①＋②＋③＋④－⑥）の合計税抜金額です。

以上

上記の内容に間違いがないことを証明いたします。

領収書と同一の印鑑を使用すること。

領収書の日付以降の日付を記入すること。

××年××月××日
株式会社××××　××××営業所
営業所長××××

社印

6　注意事項等

(1) 公開抽選の実施

・　予算を超える申請があった場合、２月中旬頃に公開抽選を実施し、当選された方を交付決定者とします。
・　**最終当選者となった場合、申請額満額を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
・　日時、会場等の詳細については、全体の申請額が予算額を超えた時点で、市ホームページに掲載します。
・　参加不参加により当選する確率に変わりはありません。
・　結果は、抽選実施後１週間程度を目処に、抽選対象者全員に文書で通知します。

(2) 補助金の交付

・ 交付決定者に対し、東村山市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）に記載された振込先口座にお振込みいたします。なお、申請後に振込先口座を変更したい場合は、変更する振込先口座が分かる書類をご提出ください。
・ 交付決定から補助金のお支払いまで１か月程度かかります。
・ 振込日の連絡等はいたしません。通帳記入等でご確認ください。

(3) アンケートへの回答

・ 交付決定者にはアンケートをお送りします。今後の環境行政のさらなる推進に向けた参考資料とさせていただきますので、ご提出をお願いします。

(4) その他注意事項

・ 郵送又は窓口提出の場合、鉛筆や消えるボールペンは、使用しないでください。
・ 提出書類は返却しませんので、郵送又は窓口提出の場合、必要に応じてご自身で控えをとってください。
・ 偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けた場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、既に補助金が交付されている場合は、返還を命じることがあります。
・ 太陽光発電システム等に関する消費者トラブルが発生しています。契約にあたっては、数社から見積をとり、内容を十分に確認した上で、契約締結することが重要です。

以上